



Title	米国管理下の南西諸島状況雑件 日本政府現地出先機関 (日米琉諮問委員会日本政府代表) 2(勧告手続 外務省 外交史料館レファレンス番号 : H220098)
Author(s)	-
Citation	平成22年度外交記録公開(1)No.1 公開日 : 平成22年7月7 日 外務省外交史料館管理番号 : A'3.0.0.7-1(41) CD・ DVD番号 : H22-001
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43425
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

勸告手續

条約課長

法規課長

修正あり

4/220
(4/15-21)

北米局長

参事官スミ

北米課長

43.3.27
北米課

助言と勧告の異同(試案)

1. 意義

佐藤隆夫、林修三、高辻正巳編の「法令用語辞典」によれば

「助言」とは、ある機関に対し他のものがある行為をなすべきことを進言することであり、「勧告」とは、ある機関に

対し他のものがあることか^(相手方)を申し出

て、その申し出に沿う^(相手方)処置をなすことをすすめる、または促す行為をいう。

したがって両者の間には一定の抽象的対行為を伴う。

~~か。あとのほ 若干あるに一定の具体的
処置が要請される。例として
若干の差量が示される。(例)天皇の
国事行為に対する内閣の助言。人事
院の内閣に対する給与増額の勧告)~~

2. 制度設置の理由

前記の法令用語辞典によれば

「助言」と「勧告」といふ制度が採用された理由は、指揮命令の地位のない機関相互の間において相互の自主性を尊重しつつ、ある機関の専門的立場における判断を

意見を他の機関に提供・注入すること
により当該機関の任務達成に^道阻

害を及ぼすこととなる。^{考慮}
とされている。助言についてはニュアンスの相違とは相互間の独立性

~~は相手方の意向を尊重する~~
が勧告の場合にも少しも考慮される。その点を除けば勧告と
ほぼ同様の趣旨と考慮される。

3. 拘束力

(1) 「助言」・「勧告」とも、~~それを行おう~~ 権限

~~を有する機関が~~ 相手方

に通常「助言」または「勧告」の趣旨を

尊重する義務を有するが、法的には

拘束されないのが原則とする。

(2) だが、^{特に} 憲法上「勧告」に対し拘束

2. 尊重の義務
が
あるか?

力を与え(例 ^{之は} 警察法第72条の内閣総

理大臣が 国家非常事態の布告を発出

する場合の国家公安委員会(勧告)、執

行相手方による尊重の義務を特に規定

している場合はこの限りではない。~~が~~ ^か 例

としてその例をあげておきたい。

その意味で「勧告」の方が「助言」よりも

拘束力は若干強いものと解される。

4. 表現

「助言」または「勧告」が規定され

る形式として前者は「助言」である。

「できる」という表現~~が使用~~
 さし場合が多いのに対し、後者
 は「勧告~~を~~しなければならぬ」
 という表現が使われる例が多い。
 この意味で前者は相手の求めに応じ
 行なわれる感じがあるのに対し、
 後者は相手の意思に反する感
 じが強い。

4. 両者の差異

以上から明らかになる。「助言」と「勧告」と
 の間には法的効果の面では特に差異はない

と考えられるが、本来「助言」は「わたれらから言
 葉を添えて助けること、またはその言葉」と意味
 する語であり、「勧告」は「説き勧めること」
 を意味する語（いずれも金田一京助編「辞
 海」による）であることから、両者の間には
 差はあると考えられ、このことは冒頭
 に引用した「法令用語辞典」の説明でも現
 われている。

南方班
吉川
芳

北米局長
参事官
北米課長

秘
無期限

5/23 閣内各員会
5/24 閣内各員会
5/25 閣内各員会

閣内各員会の報告に基き高等弁務官
の日本政府に対する意志表示の方法に
ついて。(高等弁務官の行政内部における
地位と、在京米大使等との関係等)
5.5.24 米北

在京米大使信アムストロング書記官は、5月
23日、堂1協、佐藤外相、閣内各員会の
意見を3回報告文を提出し、高等弁務官の
報告内容の日本政府への伝達方法として、直接
の高等弁務官に依りて伝達する形をとる
こととし、高等弁務官は外交権限は有
り、閣内各員会の報告に基き
米政府の決定の日本政府への伝達は、
外交知照を直して伝達すべきと考へる
如何と留したるに對し、高等弁務官の

GA-6

2412

外務省
WVJ

2

米行政内部の地位、在京米大使等との
関係等につき、要旨次の通り述べたので、
5月23日(右記各員会報告(おのり)の
報告文の表現)
1. (当方留内各員会)については、米側とは
純法律的地位と、行政上の地位との
ことと承知して、二つあり、昨午の総理
訪米前に、在京米大使信と高等弁務官と
の内閣十合議論(クリスとニジマ)の
大使信と2日は、法律論及び、実際の
方法と2つあり、~~閣内各員会報告~~閣内各員会報告の
閣内各員会報告の閣内各員会報告、当初
の大使信(ハリス参事官)の案では、報告
書は閣内各員会を通じて、外交
知照にすべきことと考へて、結局、
現在形となつた。従つて、当初案は、

GA-6

外務省

高等弁務官の諮問年活動振りにつき協賛
委員会に報告するとの仕組みを残すこと

11月27日。10.1. 発足後の諮問年委員会
の結果と申し述べる。この方法の正しさを

立証する。高等弁務官の^{自由自治的}権限を
その下に置くこと。その結果の上でこの

取。これは外交承認を通じては
その結果を期待し得るものとす。

2. ^{米行政府内}高等弁務官は「中特」として
外交公使より下位に置く。「高等弁務
官」として

官としての地位は、沖絶に拘る限り、絶大に
純粹の法律論から云えば、沖絶に拘る

外交権限は國務省の手にあり、高等弁務官
の手にある。高等弁務官の権限は

事項について高等弁務官の積極的協力を
得るには、事実上、高等弁務官の諮問年

委員会日本政府代表を通じて、直接日本政府
と連絡する。現在行われている

~~高等弁務官の権限の内、最も重要なものは~~
認めらるゝ最も實際的である
思ふ。(注)大使も不意向である。

3. 諮問年委員会の実際の活動に及ぼす
外交代表は高等弁務官と直接連絡を
USCARを通じて

とっている (USCARとの連絡は、高等
弁務官の直接行方である。) 従って、高等

弁務官は諮問年委員会に動かし、^{follow}
する。また、外交代表を通じて、高等

弁務官の意向は、直接諮問年委員会に反映
される。